

## 甲府市社会福祉審議会の概要

### 1. 社会福祉審議会の概要

◎社会福祉法第7条第1項の規定により設置され、社会福祉に関する事項を調査審議する機関

### 2. 委員・臨時委員

◎社会福祉事業従事者、学識経験者、議会議員のうちから市長が任命

◎委員は17人（条例では20人以内）

◎臨時委員は専門分科会及び部会に参加

◎報酬額は、委員長、専門分科会の会長及び審査部会の会長については、日額8,900円、委員及び臨時委員については、日額8,200円

### 3. 組織

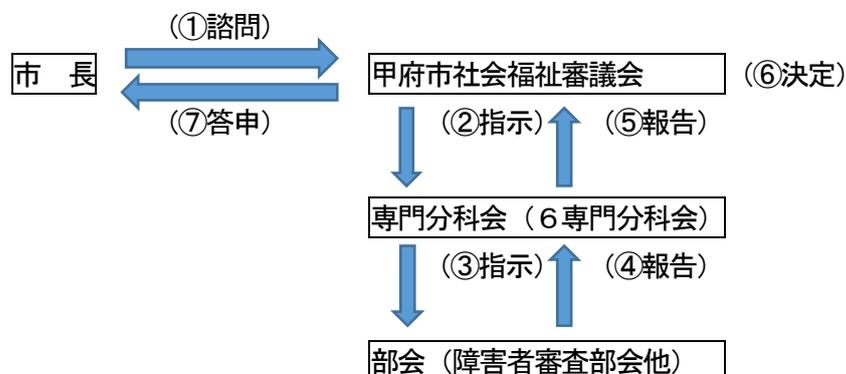


#### 4. 所掌事項

審議会・専門分科会・部会	所掌事務	担当課
社会福祉審議会	○市長の諮問に応じ、保健福祉に関する事項について、各専門分科会等を設置し、調査審議を行い、答申する。	福祉保健部 総務課
民生委員審査専門分科会	○民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議 ・民生委員の推薦、再推薦解職等に関する審査	福祉保健部 総務課
地域福祉専門分科会	○地域福祉に関する事項の調査審議 ・地域福祉推進計画に関すること ・その他地域福祉の施策に関すること	福祉保健部 総務課
障害者福祉専門分科会	○障害児（者）福祉に関する事項の調査審議 ・障がい者福祉計画に関すること ・その他障害児（者）福祉の施策に関すること	障がい福祉課
障害者福祉専門分科会 【障害者審査部会】	・身体障害者手帳交付申請者の障害程度の審査 ・身体障害者の診断書作成に伴う医師指定の審査 ・育成医療及び更生医療に係る医療機関指定の審査	障がい福祉課
児童福祉専門分科会	○子ども・子育て支援に関する事項の調査審議 ○児童福祉に関する事項の調査審議 ○母子保健に関する事項の調査審議	子ども未来部 総務課
児童福祉専門分科会 【計画部会】	・子ども・子育て支援事業計画に関すること ・次世代育成支援行動計画に関すること ・子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事項に関すること	子ども保育課 子ども支援課
児童福祉専門分科会 【施設審査部会】	・保育所の設置認可への意見に関すること ・保育所及び助産施設、母子生活支援施設の事業停止命令への意見に関すること ・幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止命令等への意見に関すること ・認可外保育施設の事業停止、施設閉鎖命令への意見に関すること ・保育所及び助産施設、母子生活支援施設の最低基準の向上のための意見に関すること	子ども保育課 子ども支援課
児童福祉専門分科会 【母子家庭等福祉部会】	・母子家庭の福祉に関すること ・母子福祉資金貸付金の貸付を停止する場合の意見に関すること	子ども支援課

	・寡婦福祉資金貸付金の貸付を停止する場合の意見 に関すること	
児童福祉専門分科会 【健全育成審査部会】	・有害図書類の審査等に関すること	子ども支援課
高齢者福祉専門分科会	○高齢者福祉に関する事項の調査審議 ・高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画、介護保険 事業計画）に関すること ・その他高齢者福祉の施策に関すること	高齢者福祉課 介護保険課
健康・保健専門分科会	○市民の健康の保持及び増進に関する事項の調査 審議 ・保健計画に関すること ・健康寿命延伸の取組に関すること ・その他保健福祉の施策に関すること （保健所関係除く）	健康政策課

## 5. 事務の流れ



※③、④は部会を設置する専門分科会のみ

## 6. その他

### (1) 統合組織等

- ◎子ども・子育て会議※条例設置（統合）
- ◎介護保険市民運営協議会※条例設置（統合）
- ◎保健福祉計画推進会議※要綱設置（統合）
- ◎児童福祉審議会（新規）
- ◎幼保連携型認定こども園の認可等を行う審議会（新規）